

「学校いじめ防止基本方針」

県立酒田西高等学校（定時制）

1 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒等に対して、一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」のみで解釈せず、いじめに対して否定する場合や、本人が知らないSNS、一人一台端末等でのトラブルがあることを踏まえ、当該生徒等をきめ細かく観察するなどして、確認する必要がある。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置した「いじめ防止委員会」を通じて、組織的に行う。

2 いじめ防止に向けて

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校では、全教職員がいじめはもちろん、いじめを傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、いじめ防止にあたる。

3 いじめ防止のための取組

- (1) 安心・安全に学校生活を送ることができるように、生徒の規範意識を育てる。
- (2) 生徒の自己有用感を高めるために、授業改善を図り、生徒が授業に積極的に参加できるようにすると共に、特別活動に主体的に取り組み活躍できるよう指導に努める。
- (3) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) 教科「情報」やガイダンス等において「情報発信者」としての必要な知識を学習させ、情報モラル教育を推進する。
- (5) 特別に配慮が必要な生徒については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。具体的には、発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒などである。

4 早期発見の在り方

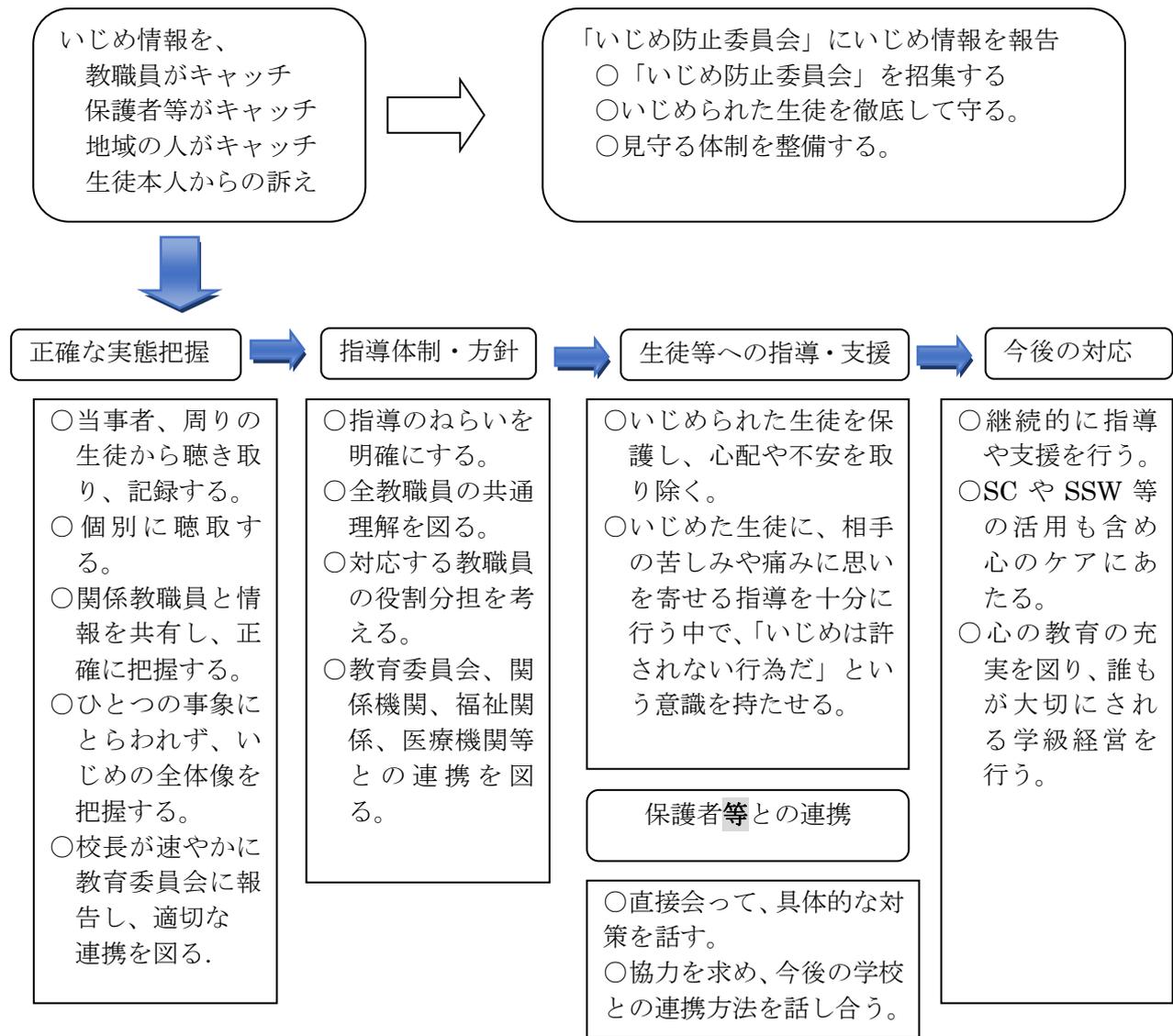
- (1) 日ごろから生徒への声掛けや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2) 担任による生徒・保護者等との個別面談を実施する。
- (3) 定期的に「いじめ実態調査アンケート」を実施する。
- (4) 「学校ネットパトロール」を利用して中傷などネットの状況を把握する。
- (5) 教職員・保護者等・地域等と、情報を確実に共有する。

5 いじめ解消の判断

次の2つの要件が満たされている場合、いじめが解消されたと判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいることが相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 いじめに対する対応（早期対応と組織的対応）



7 いじめ防止組織 = 「いじめ防止委員会」の設置

- (1) 構成員：教頭（委員長）、生徒保健課長（事務局長）
保健主事、養護教諭、当該担任
(必要に応じて、特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・学校評議員)
- (2) 目的：学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。
- (3) 取組内容
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - イ) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携等の組織的対応